

みやかみ会 規約



はじめに

「みやかみ会」は学校と家庭が心を合わせ、

子どものより良い幸せを願って

活動していく会です。

「みやかみ会」は会員ひとりひとりの理解と協力に支えられていくものです。

学級で出された提案、要望をもとにして、

民主的に話し合い、一部の人だけでなく、

誰もが自主的に活動に参加することを目指します。

子どもたちの成長にとって、より豊かな教育環境を整えるために、

地域の交流を実りあるものにしていきましょう。

みやかみ会規約

第1条 (名称)

本会は、みやかみ会という。

(所在地)

本会の事務所は、八王子市立宮上小学校（八王子市南大沢5丁目10番地）

（以下「本校」という。）内に置く。

(設立年月日)

平成2年4月1日設立

第2条 (目的)

本会は、保護者と教職員が協力して、子どものよりよい成長のために活動することを目的とする。

第3条 (基本方針)

本会の活動は、次の基本方針に基づいて行う。

- (1) 本会の活動は、会員の意向を尊重して進められる。
- (2) 本会の活動は、特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利を目的としない。
- (3) 本会の活動は、本校の独自性を損なうことのないよう進められる。

第4条 (会員)

本会の会員は、本校に在学する児童の保護者及び本校の教職員とする。

第5条 (組織)

1. 本会の活動は学級保護者会を基礎として行われ、本会の活動の企画・調整
その他必要な事務を行うためにみやかみ会定例会を組織する。
2. 保護者は、学級委員をはじめとした本会の活動に必要な委員、係を分担
して担うものとする。
3. 本校の校長は学校を代表し、各種会議に出席して意見を述べることができる。

第6条 (学級保護者会及び学級委員会)

1. 学級保護者会は、本会の組織の基本であり、次の活動を行う。
 - (1) 児童の健全な成長について学びあい、活動する。
 - (2) 保護者相互のあたたかい人間関係をつくる。
 - (3) 世話人及び学級委員その他本会の活動に必要な委員・係を選出する。
 - (4) みやかみ会定例会の提案を討議するほか、本会の活動について話し合い、
みやかみ会定例会に意見を述べることができる。

2. 学級委員は、当該学級保護者の必要に応じ、学級保護者会の会議を開くことができる。
3. 全学級委員で構成される学級委員会を設置し、学級委員長1名、副学級委員長1名を互選する。
4. 学級委員長は、必要があるとき又は学級委員の求めがあったときは学級委員会を開催する。
5. 学級委員長は、必要があるとき又は世話人会の求めがあるときは、世話人会に出席することができる。

第7条 (みやかみ会定例会)

1. 本会の活動を行うために、みやかみ会定例会を設置し、次の事務を行う。
 - (1) 予算及び年間行事の作成
 - (2) 会費の提案と徴収
 - (3) 本会の活動に必要な委員会・係の設定
 - (4) その他本会の目的に必要な活動で基本方針に則った活動
2. みやかみ会定例会は、世話人、学級委員その他別に定める各委員会の委員長及び副委員長、校長及び副校長で構成する。
3. 世話人は各学年から1名以上選出し、代表、副代表、書記、会計を互選し、世話人会構成する。
4. 役職の任期は第1回定例会で承認を受けた後、翌年度の初回定例会までの1年とする。
5. 代表は、みやかみ会を代表する。代表がやむをえない理由で任務を遂行できない場合は副代表が代行する。
6. みやかみ会定例会は、代表が招集し、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。委任状が提出された場合は、出席者とみなす。
7. みやかみ会定例会における議決は、出席者の過半数の賛同を必要とする。
なお、やむを得ずみやかみ会定例会開催が困難な場合は、書面などにより議決することができる。
8. みやかみ会定例会は、第6条1項(4)の規定に基づき、本会の活動に関する重要な案件は、学級保護者会に提案し、討議の時間を設け、会員の民主的な意見集約に努めなければならない。
9. 世話人会は、前項の趣旨を尊重し、必要に応じて学級委員長の出席を求め、また学級委員長から出席の求めがあるときは、会議に出席させることができる。

第8条 (委員会)

1. 本会は下記の各委員で構成される。
 - (1) 世 話 人 各学年1名以上
 - (2) 学 級 委 員 各クラス1名(単クラス学年は2名)
 - (3) 安 全 委 員 各学年1名
 - (4) 青少対委員 各クラス1名(但し立候補者が同クラスの場合はそれでも可)
 - (5) 卒 対 委 員 6年生のみ6名以上、こすもす学級2名以)

2. すべての会員は、みやかみ会活動に参加している自覚を持つために、毎年みやかみ会とその関連組織から一役を担うこととする。
また、会員は児童一人につき原則1回の世話人もしくは委員を務める。

第9条 (会計及び会計監査)

1. 本会の活動に必要な経費は、会費をもって充てる。
2. 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。
3. 会費は年度の初めに一括して徴収する。年度途中の転入者は、転入月を含む残月分を一括して徴収する。なお、年度途中で転出した場合は返金しない。
4. 会計処理に必要な規則は別に定める。
5. 本会に会計監査を2名置く。会計監査は、前年度の世話人から2名選出するものとする。2名のうち1名以上は会計を務めた者とする。

第10条 (任期)

1. 世話人、学級委員、各委員、会計監査の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 欠員が生じた場合は、第6条ないし第7条の各規定に準じて補充される。
その任期は前任者の残任期間とする。

第11条 (規約の改定)

1. 本規約の改定は、みやかみ会定例会での議決を必要とする。その改定内容は予め保護者に提案し、討議の時間を設け、民主的な意見集約に努めなければならない。
2. 規約の改定に先立ち、改定内容の有効性を検証する必要がある場合、本規約の定める内容とは異なる制度を試行することができる。この場合、試行内容及び期間について予め保護者に提案し、討議の時間を設け、民主的な意見集約に努めなければならない。加えて、当該の試行内容及び期間について、みやかみ会定例会の議決を得なければならない。

第12条 (委任)

この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な事項は、みやかみ会定例会が定める規則及び規定による。みやかみ会定例会は、本規約に定められていない問題について、規約の精神にもとづいて処理することができる。

註1 平成6年2月 第1回改定

註2 平成16年4月 第2回改定

註3 平成21年4月 第3回改定

註4 平成22年3月 追記

註5 平成23年3月 誤植修正

註6 平成24年1月 第4回改定

註7 平成24年2月 追記

註8 令和3年6月 第5回改正

註9 令和3年6月 第6回改正・追記

註10 令和7年2月 第7回 規約の改定に関する条文追記

会計処理規定

- 第1条 (対象活動)
みやかみ会は、各委員が行ったみやかみ会の活動において、次の各号にあたるときは、活動に要した交通費を支払う。
(1) 会議、講習会等への参加
(2) みやかみ会定例会が必要と認めたもの
- 第2条 (対象額)
会計から支払う額は次の通りとする。
(1) 原則として公共交通機関を利用するものとし、実費相当額とする。
(2) 特別な状況又は理由により、自家用車等を利用する場合は、公共交通機関を利用したものとして計算する。ただし、同乗者には支払われない。
- 第3条 (支払い手順)
各委員が交通費請求書に必要事項を記入して請求した後、みやかみ会会計の決済にもとづき当該交通費が支払われる。
- 第4条 (改廃)
本規定の改廃は、みやかみ会定例会で行う。

註1 平成14年2月 第1回改定

註2 平成21年4月 第2回改定

みやかみ会慶弔に関する規定

第1条 (目的)

本規定は、みやかみ会会員の慶弔に関する対応を定める。

第2条 (適用)

1. 慶弔の適用は次の通りとする。

(1) 慶事 特に規定しない

(2) 弔事 香典 児童、保護者または教職員死亡の時（5千円）

弔電 教職員の一親等及び配偶者死亡の時。ただし義理の両親については、同居に限る。

2. 1項の規定に該当しない場合でも、みやかみ会定例会で必要と認めた場合には、協議のうえ執行する。

第3条 (改廃)

本規定の改廃は、みやかみ会定例会で行う。

註1 平成5年2月 第1回改定

註2 平成21年4月 第2回改定

みやかみ会関連組織規約

第1条 みやかみ会関連組織とは、みやかみ会と協力、連携をとりあい活動する組織である。

第2条 放課後子ども教室推進委員会をみやかみ会関連組織とする。

註1 平成26年12月 追加

委員会細則

第1条 (世話人・各委員の選出)

選出される世話人・委員は、次の通りとする。

〈世話人〉各学年1名以上、全学年で6～10名

〈学級委員〉各クラス1名（単クラスの学年は2名）、こすもす学級2名

〈安全委員〉各学年から1名

〈青少対委員〉各クラス1名1（基本的に各クラス1名だが立候補が同じクラスからしか出なかった場合はそれでも可）

〈卒対委員〉6年生の保護者のみ6名以上、こすもす学級2名以上、世話人・委員未経験者全員

第2条 (選出に当たっての留意事項)

世話人・各委員の選出に当たっては、長期留任が負担とならないようなるべく未経験者の中から選出することに努める。ただし、本人の意思による留任は防げない。また、立候補などの希望はできる限り尊重されるものとする。

第3条 (選出に当たっての注意点)

1. 兄弟が在校している場合

(1) 上の学年を優先し、会員は一役を持ったら掛け持ちはできない。

(2) 双子の場合も、児童一人につき原則1回の世話人もしくは委員を務めるとする。

第4条 (選出に当たっての免除規定)

1. 世話人を1年務めたものは、その対象児童につき世話人・委員を免除される。

兄弟関係については世話人のみ免除される。

世話人を2年以上務めたものは、兄弟関係においても世話人・委員を免除される。

2. みやかみ会関連組織である、放課後子ども教室推進委員会を2年以上務めたものは、兄弟関係においても世話人・委員を免除される。

3. 保護者や地域とともに学校運営に参画する、学校運営協議会を2年務めたものは、兄弟関係においても世話人・委員を免除される。

4. 代表・委員長を務めたものは、今後世話人・委員になっても代表・委員長は免除される。

5. 両親のうち一方（または両方）の母国語が外国語の場合、世話人・各委員の正副委員長は免除とする。

ただし、特に配慮が必要な（電話でのコミュニケーションが難しいなどの）場合、役員対象となるかは各学年の総意にゆだねる。

6. 世話人・委員の選出において、ひとり親家庭でかつそのひとり親が家計の主な担い

手である会員はその選出から免除される。（尚、仕事については就業形態にかかわらず、免除理由にはならない。）

7. 病気や重度の介護など個人的な事情がある方は、副校長先生に申し出ることができる。
8. 委員は、原則として一家族につき 3 回務めればよい。ただし、学年の人数などによる考慮が必要な場合は学年の総意に一任する。
9. その他世話人及び校長先生が認めた場合。
10. 第 4 条において立候補の場合は、いずれの制約もかからないものとする。

註 1 令和 3 年 6 月追加